別表六（四の二）　記載要領

この表は、内国法人が法第69条第１項から第３項まで（外国税額の控除）若しくは連結法人が法第81条の15第１項から第３項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合又は租税条約（我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約をいう。）において定めるところによりこれらの規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度において納付した外国法人税（法第69条第１項に規定する外国法人税をいう。以下この記載要領において同じ。）の額（法第23条の２第１項（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）に規定する外国子会社から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額のうち、同条第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定の適用がある剰余金の配当等に係る部分の金額に限る。）及び当該外国法人税とみなされたものの額について記載すること。

別表六(五)の表中

受取配当等の益金不算入額又は受取配当等の益金不算入額の個別帰属額（別表八(一)「16」若しくは「33」又は別表八の二付表「1」）	外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表八(二)「13」＋別表十七（三の四）「17の計」）

を

受取配当等の益金不算入額又は受取配当等の益金不算入額の個別帰属額（別表八(一)「13」若しくは「26」又は別表八の二付表「1」）	外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表八(二)「26」＋別表十七（三の四）「27の計」）

に改め、同表の記載要領第１号中「を含む」を「及び外国法人（令第195条第２項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）の規定の適用を受ける外国法人に限る。）が法第144条の２第１項から第３項まで（外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合を含む」に、「又は第155条の27第２項」を「、第155条の27第２項又は第195条第２項」に改め、同様第五号中「又は第155条の27第２項各号」を「、第155条の27第２項各号又は第195条第２項各号」に改め、同表の次に次の一表を加える。